

2025年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 13:30～14:50 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲 法 問 題】

次の〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

〔設問 1〕

いわゆる議院規則制定権について、10行程度で説明しなさい。

〔設問 2〕

アメリカ国籍を有し、同国で弁護士資格を有するXは、日本の証券市場における法的規制を研究する目的で来日し、株投機にかかる所得税法違反が問題となった刑事事件の公判を傍聴していた。

しかし、20××年8月、この事件を担当する裁判長は、傍聴人がメモ採取することを予め一般的に禁止し、メモ採取を希望する者に対して個別的に許可を与えることとした。このように許可制とした主な理由は、傍聴人によるメモ採取行為が公正で円滑な訴訟運営を妨げるおそれがあり、適正・迅速な刑事裁判の実現が困難となり得る、と考えられたためである。より具体的には、この数日前、暴力団組員による傷害事件の公判において、他の組員が大挙して傍聴に押し寄せ、証人の発言を一斉にメモを採るなどして、証人に強い心理的圧迫を与えたといった出来事があり、これが許可制採用の一因となっていた。

とはいえ、Xの傍聴した公判には、Xのほか、報道機関記者が数名ほど傍聴席にいたに過ぎなかった。そこで、Xは公判当日、担当裁判長にメモ採取の許可を求めた。しかし、結局、法廷でのメモ採取は許可されなかった。これに対して、同じくメモ採取の許可を求めた報道機関の記者には、裁判報道の重要性や報道の公共性を理由に、法廷でのメモ採取が許可されていた。

そこで、Xは、①裁判傍聴時の情報摂取をより十全にするためにはメモ採取が不可欠であり、本件においてメモ採取につき許可制を採用したうえで、Xに対して不許可としたこと（以下「本件措置」という。）は、Xの情報摂取の自由を不当に侵害するものである、②報道機関の記者には傍聴時のメモ採取が許可されているのに、Xには許可されないのは不当な差別的取扱いであり、この点でも本件措置は憲法に違反すると主張し、国家賠償請求訴訟を提起した。

上記①および②の憲法上の問題点について、あなたの意見を述べなさい。なお、その際、外国人の人権享有主体性の論点には触れなくてよい。また、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

2025 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：憲法】

《出題趣旨》

今回の入学者選抜では、〔設問 1〕において統治機構の分野から基本的事項についての説明問題を出題し、〔設問 2〕においては主に人権分野に関する論文式事例問題を出題した。これは例年と同様の出題方法を踏襲したものであり、統治機構分野も人権分野もバランスよく学修していただきたいという本研究科からのメッセージでもある。

〔設問 1〕では、国会ないし立法権の分野から「議院規則制定権」に関する説明問題を出題した。試験場では『ポケット六法』が貸与されていたので、当然ながら、憲法 58 条 2 項への言及は不可欠である。主には、議院規則制定権の位置づけ（議院自律権の一内容）、その趣旨・意義（権力分立的意義、二院制的意義）、法律と議院規則との優劣などに関する説明が、ここでは求められていた。

〔設問 2〕は、レペタ事件（最大判平成元年 3 月 8 日民集 43 卷 2 号 89 頁）を素材としつつ、重要判例に関する知識および憲法学の基本的事項に関する知識が十分に定着しているかや、法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているかについて、その判定を試みるためのものである。したがって、解答にあたっては、具体的な事案の中から憲法上の問題点を明らかにし、ただ闇雲にこれを検討すればよいというわけではない。まずその検討を行うのにふさわしい適当な憲法の条文を選択し、その上で、当該事案の性質や事案類型に即した判断枠組みを定立し、自らの定立した判断枠組みに基づいて具体的な検討を行うことが求められている。さらに、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及することも、求められている。なお、本問では、①および②の論点に関する憲法論の展開が求められていたので、解答に際しても、①および②の検討をするだけで十分であった。

《解説・講評》

〔設問 1〕について

議院規則制定権は、憲法 58 条 2 項前段によって認められ、議院自律権の一内容として両議院のそれぞれに認められたものである。議院規則制定権には、行政府および司法府からの独立を確保するという権力分立的意義だけでなく、各議院相互間における独立の保障という二院制的意義も備わっている。議院規則制定権については、同項の定める「会議その他の手続及び内部の規律」（院内手続準則）に関する事項が国会法でも規定されていることから、議院規則と法律の関係が問題となる。この点、まず、院内手続準則について、国会法などの法律に定めが置かれた場合の当該法律規定の効力が問題となる。ここで、院内手続準則について議院規則が排他的に所管するものとする立場に立てば、そうした法律規定の効力は否定され、当該法律規定は「紳士協約」のようなものにとどまるとされる。これに対して、院内手続準則については法律と議院規則が競合的に所管するものとする立場に立てば、そうした法律規定の効力も肯定され、次に、法律と議院規則との優劣関係がさらに問題となる。この問題について、かつては法律優位説も有力に主張されていたが、立法における衆議院の再可決（憲法 59 条 2 項）に鑑みれば、この見解

は参議院の自律性を損なうおそれがある点で問題があるため、近年は規則優位説が有力である。

解答に際しては、議院規則制定権は議院自律権の一内容である点や、議院規則制定権の意義（権力分立的意義、二院制的意義）、議院規則と法律との関係等について触れられていれば、良好な水準に達していたといえよう。

もっとも、受験生のうちのかなり多くの者は、議院規則制定権の条文根拠を示すだけで精一杯の状態で、内容的に空疎な答案が少なくなかった。また、議院規則制定権の説明が求められているにもかかわらず、議員懲罰権や議員特権などの無関係な話で紙面を埋める答案も少なくなく、受験生におけるこの分野の不勉強が浮き彫りになった印象がある。

統治機構論はどうしても学習が手薄になりやすいので、既修者として法科大学院への入学を志すのであれば、統治機構論についても自覚的に学修を進めておいていただきたい。

〔設問2〕について

上記の出題趣旨にもあるとおり、本問は、レペタ事件（最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁）を素材としたものである。また、本問では、問題文中の①および②の論点に関する憲法論の展開が求められていたので、以下の解説でもこれらの点を中心に言及していく。

まず①については、メモ採取を制限することがどのような憲法上の問題を生じさせるのかを明らかにすることが、第一の課題となる。この点、レペタ事件判決は、「各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要」であるとし、情報摂取の自由が憲法21条1項の「趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる」と指摘した上で、情報摂取を「補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきである」として、筆記行為の自由の憲法的保護をも憲法21条1項から導出していた。そのうえで、最高裁は、「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができるのであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない」と述べて、メモ採取についても、同項の精神に照らした「尊重」の対象となる旨を明らかにしていた。したがって、本問の解答に際しても、このレペタ事件判決の一連の説示を参考に、憲法上の問題点を明らかにすることが想定されていた。

しかし、大多数の答案は、こうしたレペタ事件判決の説示に言及することはしていなかった。また、情報摂取の自由の憲法上の根拠として憲法13条のみを挙げている答案も散見され、残念ながら、判例学習の不十分さが目立つ結果となってしまうていた。

次に、本件措置の合憲性判断のあり方について考えていきたい。

この点についても、レペタ事件判決が参考になる。ここでは、「右の筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない」と述べた上で、法廷では「適正かつ迅速な裁判の実現」が最も尊重されるべきである旨を指摘し、「公正かつ円滑な訴訟の運営は、傍聴人がメモを取ることに比べれば、はるかに優越する法益である」としてい

る。この一連の説示を参考にするならば、本件措置の合憲性判断にあたっては、例えば、適正・迅速な裁判の実現のため、メモ採取の不許可が必要かつ合理的な制限にとどまっているか、といった判断枠組みを定立することが考えられよう。

ただ、合憲性判断の枠組みとして、どのような規範定立を行うかは、唯一的な解答があるわけではない。それぞれ説得的な理由づけの下、理に適った規範定立が行われている限り、基本的には好意的な評価が与えられてしかるべきである。採点に際してもそのような態度で臨んでいる。

そして、判断枠組みの定立が終われば、次は具体的検討（いわゆる「あてはめ」）である。

本件措置の目的は適正・迅速な裁判の実現であると考えられるところ、レペタ事件判決は、「傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ない」と指摘しており、「特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法21条1項の規定の精神に合致する」とさえ述べていた。具体的検討に際しては、この判例の説示を踏まえつつ、「あてはめ」を行うことが求められる。

とはいえ、本問の事案とレペタ事件とは微妙に事実関係が異なる。したがって、具体的検討に際しては、その点についても一定の配慮をすることが解答上必要である。とりわけ、問題文中の「暴力団組員による傷害事件の公判において、他の組員が大挙して傍聴に押し寄せ、証人の発言を一斉にメモを採るなどして、証人に強い心理的圧迫を与えたといった出来事」について、どのように評価するか、そして、「Xの傍聴した公判には、Xのほか、それぞれ所属の異なる報道機関の数名の記者が傍聴席にいたに過ぎなかった」ことについて、これをどのように評価するか、といった点が、結論に大きな影響を与えると思われる。最終的な結論はいずれでもよいが、説得的な理由づけとともに丁寧に論じることが、本問では求められていた。

にもかかわらず、少なくとも答案において、こういった問題文中の事実が等閑視され、抽象論のみで結論が出されていた。問題文はヒントの宝庫であるので、もう少し注意深く読み込むようにするとよいだろう。

続いて、②についてである。

②は、法廷でのメモ採取に関して一般傍聴者と報道機関の記者との間で差別的取扱いがなされているという意味で、憲法14条1項の観点から問題となりうる。この点、レペタ事件判決は、他の憲法14条関連判例と同様、「それぞれの事実上の差異に相应して法的取扱いを区別することは、その区別が合理性を有する限り、何ら右規定に違反するものではない」と指摘し、その区別の合理性を根拠づけるために、報道機関の報道およびそのための取材の重要性に言及している。そして、この重要性を明らかにする際には、博多駅事件判決（最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁）を参照し、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供するものであって、事実の報道の自由は、表現の自由を定めた憲法21条1項の規定の保障の下にあることはいうまでもなく、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由も、憲法21条の規定の精神に照らし、十分尊重に値するものである」という有名な説示に言及し、最終的には、「報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置ということとはできない」として、一般傍聴者と報道機関所属の記者との区別に関する憲法14条1項違反の主張を退けている。

このような判例の立場に従えば、本問においても、本件措置は憲法14条1項違反とならないとの結論が導かれるであろう。とはいえ、説得的な理由づけの下で、判例と異なる結論を導く答案があったとしても、それはそれとして肯定的に評価されうる。

ただ、多くの受験生の答案では、「法の下での平等」(②)と「情報摂取の自由」(①)に関して検討すべきポイントの識別が明確でなく、本件区別の合理性について適切な検討ができていなかった。問題文には、「裁判報道の重要性や報道の公共性を理由に」報道機関の記者のメモ採取が許可されていた旨が書かれており、本件区別の目的はここにあると考えるのが自然である。しかし、多くの答案は、適正・迅速な裁判の実現や公正かつ円滑な訴訟の運営を本件区別の目的と考えていたようである。これでは、区別の合理性について適切に検討することはできない。これは判例を十分に理解していれば防げたミスであるが、問題文をよく読めば防げたミスでもある。この点は肝に銘じておいていただきたい。

以 上